

## 郡山市物品調達契約に係る制限付一般競争入札実施要綱

平成25年12月3日制定

令和3年3月24日最終改正

[財務部 契約課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する物品の買入れ、製造の請負及び修繕（以下「物品調達」という。）の契約に係る入札のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）の実施に際し、施行令及び郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 制限付一般競争入札に付す物品調達（以下「対象案件」という。）については、予定価格が10,000,000円以上のもののうちから、郡山市契約審査会（郡山市契約審査会規程（平成6年郡山市訓令第9号）第1条の規定に基づき設置された郡山市契約審査会をいう。以下「審査会」という。）の審議を経て、市長が指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、制限付一般競争入札に付すべきものと認めた物品調達について、これを対象案件として指定することができる。

(入札参加者の資格)

第3条 制限付一般競争入札に参加することができる者の資格は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 郡山市物品の調達に係る指名競争入札参加者等の資格審査、指名等に関する要綱（平成20年12月1日制定）第4条第1項の規定による物品調達指名競争入札参加有資格業者名簿に登録されている者であること。
- (3) 郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定。以下「指名停止要綱」という。）第2条第1項の規定による指名停止期間中の者（入札日までに指名停止要綱に定める指名停止事由に該当することとなった者を含む。）でないこと。
- (4) 対象案件の性質又は目的を考慮して審査会が必要と認める営業所の所在地の要件を満たす者であること。
- (5) その他対象案件ごとに審査会が必要と認める要件を満たす者であること。

(公告)

第4条 市長は、規則第22条の規定に基づき、第1号様式に定めるところより公告を行うものとする。

2 前条の公告は、郡山市公告式条例（昭和40年郡山市条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うほか、郡山市ウェブサイトに掲載するものとする。

(入札参加申請書及び入札参加資格確認資料の提出)

第5条 市長は、制限付一般競争入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）の参加資格を確認するため、前条の規定による公告において指定する日までに、申請者に入札参加申請書（第2号様式。以下「申請書」という。）及び入札参加資格を有することが確認できる資料（以下「資料」という。）の提出を求めるものとする。

(入札参加資格の確認等)

第6条 物品調達契約の担当部長は、前条の規定により入札参加資格の有無の確認をしたときは、その結果を申請者に対し、入札参加資格確認通知書(第3号様式)により通知するものとする。この場合において、入札参加資格が無いと認めた者に対しては、併せてその理由を付記するものとする。

(入札参加資格の喪失)

第7条 前条の規定により入札参加資格を有することとされた者(以下「入札参加資格者」という。)が、当該入札参加資格に係る物品調達の契約に係る入札の日までに次の各号のいずれかに該当したときは、当該入札に参加することができない。

- (1) 第3条各号に規定する要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 申請書及び資料に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。
- (3) その他公告において定められた事項に違反したとき又は抵触することとなったとき。

2 市長は、入札参加資格者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該入札参加資格者に対し、当該入札参加資格を失った旨を文書により通知するものとする。

(仕様書等の交付等)

第8条 対象案件の仕様書、カタログ、見本、図面等(以下「仕様書等」という。)は、当該対象案件に係る公告において指定する方法で交付し、又は閲覧に供するものとする。

(仕様書等に係る質問等)

第9条 申請者は、仕様書等に関する質問をしようとするとき又は仕様書等に示した参考品以外の物品で入札への参加を希望する場合の確認を受けるときは、仕様書等質問書(第4号様式。以下「質問書」という。)により行わなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された質問書について、仕様書等回答書(第5号様式。以下「回答書」という。)により回答するとともに、当該質問書及び回答書により記載した内容が分かる書類を、仕様書等の閲覧に供した場所において閲覧に供するものとする。

(入札の中止等)

第10条 市長は、公正な入札が害されるおそれがあると認めるときは、入札の延期又は中止をすることができる。

(入札の方法)

第11条 入札の実施に当たっては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

3 前項の規定による再度の入札は、1回に限りこれを行うものとする。

4 市長は、第2項の規定による再度の入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、随意契約をすることができる。

5 前項の規定による随意契約に係る見積り合わせは、初度及び再度の2回を限度とし、第2項の規定による再度の入札において、最低の価格及び次順位の価格を提示した者(最低の価格を提示した者が複数ある場合は、次順位の価格を提示した者は除く。)により行うものとする。

(事後審査方式の入札への準用等)

第12条 この要綱の規定は、入札参加資格を開札後に確認する事後審査方式の入札をする場合

に、準用する。

- 2 前項に定めるもののほか、入札参加資格を開札後に確認する事後審査方式の入札をする場合に必要な手続き、方法その他必要な事項は、別に定める。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、制限付一般競争入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式（第4条関係）

公告第 号

次のとおり制限付一般競争入札を執行する。

年 月 日

郡山市長



- 1 制限付一般競争入札に付する事項
  - (1) 業種
  - (2) 件名
  - (3) 納入場所
  - (4) 納入期限
  - (5) 物品調達の概要
  - (6) 支払条件
  - (7) その他
- 2 入札執行の場所及び日時等
- 3 入札に参加する者に必要な資格
- 4 仕様書等の交付等
- 5 入札参加の申込み
- 6 仕様書等に対する質疑応答
- 7 入札保証金
- 8 入札書に記載する金額
- 9 入札の中止等
- 10 入札の無効
- 11 落札者の決定等
- 12 契約の締結及び契約書の作成
- 13 入札に関する注意事項
- 14 その他

入 札 参 加 申 請 書

年 月 日

郡 山 市 長

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

④

電 話 番 号

市 登 録 番 号

郡山市において行う次の制限付一般競争入札に参加したいので、入札参加申請をいたします。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと並びに申請書の記載事項及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約いたします。

- 1 契約番号                      第                      号
- 2 件                      名
- 3 納入場所
- 4 納入期限
- 5 その他必要な書類

年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名 様

郡山市長



入札参加資格確認通知書

先に申請のあった制限付一般競争入札に係る入札参加資格について、次のとおり確認したので通知します。

契約番号	第 号
件 名	
入札参加資格 の 有 無	有 無
入札参加資格 がないと認め た理由	

※整理番号	
-------	--

仕 様 書 等 質 問 書

年 月 日

郡 山 市 長

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

作成担当氏名

電 話 番 号

契約番号	第	号
件 名		
質 問 事 項		

注：※印の欄には記載しないこと。

※整理番号	
-------	--

仕 様 書 等 回 答 書

年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名 様

郡山市長



契約番号	第	号
件 名		
回 答 事 項		

注：※印の欄の番号は、本案件の仕様書等質問書の整理番号を示すものです。